

厚生食基発 0313 第 8 号
令和 6 年 3 月 13 日

公益社団法人 日本通信販売協会会長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課 長
(公 印 省 略)

「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について（周知）

今般、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」（令和6年3月11日付け厚生食基発 0311 第2号）を、別添のとおり、都道府県等衛生主管部（局）長宛てに通知しましたので、貴下会員等関係者への周知をお願いするとともに、御協力についてよろしくお願いいたします。

なお、「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について」（平成17年2月1日付け食安発第0201003号）は、「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」の廃止について」（令和6年3月11日付け厚生食基発 0311 第5号）により廃止しております。